

# 広報ひがしまつやま「伝言板」掲載基準

平成25年4月1日一部改正

広報ひがしまつやま「伝言板」は、市民の皆さんが行うグループ活動を生涯学習の観点から支援することを目的として広報紙に掲載しているものです。

市民の広報紙であることから、公共性を保ち主催者と参加者間のトラブルを避けるため、掲載基準を設けています。次の「掲載基準」及び「掲載できないもの」をご確認ください。

掲載にあたっては、その可否・表現方法・時期を広報広聴課に任せ、掲載内容の実施には公共性・公益性を尊重し、市民及び市に迷惑のかからないようにしてください。

## ●掲載基準

### (1) 市民3人以上で構成するグループ

- ・ 個人の活動については掲載できません。ただし、松山市民活動センター、市立図書館、文化センターの展示スペースで行う個人の活動は掲載します。
- ・ 学習を目的とし、講師を招いて活動しているグループの場合、参加人数が増加しても謝金の額は一定のものに限られます。

### (2) 継続的に活動しているグループ

- ・ おおむね6か月以上の安定した活動実績を持つものとします。
- ・ グループ創設を目的とした掲載については、会費・活動場所・活動時間などの要素が不安定になり、参加希望者に混乱を及ぼすことが考えられるため掲載できません。

### (3) 所在が市内にあるグループ

- ・ 障害者福祉等を直接の目的とした事業を除き、本拠地が市外にあるグループについては原則掲載できません。
- ・ 学校の催しについては、比企郡内の高校及び大学のものとします。

### (4) 活動の場所（会場）が市内にあるグループ

- ・ 原則として活動場所は市内の公的な場所とします。ただし、活動環境（自然条件など）や施設が市内にない場合及び比企郡内（東秩父村を含む）の公的な施設は例外とします。
- ・ フリーマーケットやバザーなどは、広く市民に還元される目的で行われるものに限られ、公的な場所以外での開催であっても対象とします。ただし、収支報告書の提出等を求める場合があります。

### (5) 市民を対象としている活動

- ・ 催しについては、だれもが参加できるものとします。
- ・ 複数の団体が参加する催し（高校・大学の文化祭など）については、実行委員会依頼の記事のみ掲載できるものとします。
- ・ 対象・目的が特定される催し（幼稚園の説明会など）は掲載できません。
- ・ 美術品・文化財などを展示する民間施設の催しは、「特別展示」のみ掲載できるものとします。

## ●掲載できないもの

- (1) 営利（間接的なものを含む）を目的としたもの。次の場合などは営利目的とみなします。
  - ・ 会費や入場料等がその他の活動団体と比べて高額と判断されるもの

- ・謝礼や参加費を得る立場の人(代理を含む)からの申込み
- ・将来、営利につながる可能性のある教室や講座等
- (2) 宗教的活動を目的としたもの、及び関連のあるもの（連想させるものを含む）
- (3) 政治的活動を目的としたもの、及び関連のあるもの（連想させるものを含む）
- (4) 個人宣伝・個人活動を目的としたもの
- (5) 活動においてトラブルを生じたもの
- (6) 活動内容が掲載記事と異なるもの
- (7) 掲載意図及び内容が不明確なもの
- (8) 広報紙編集会議において掲載が不相当と判断したもの

## ●手続きなどについて

- ◆ 初掲載の場合には、広報広聴課に直接、掲載依頼書を提出してください。ファクス・郵送による依頼はできません。（初掲載以外でも電話による依頼はできません）
- ◆ 前記の内容を確認するため、初掲載には会則（設立趣意書）、会計報告（予算書）、会員名簿など、活動の内容がわかる書類を必要とします。（各市民活動センター登録団体は除く）
- ◆ 連絡先は原則としてグループの会員であり、問合せに応じられる市内の個人とします。携帯電話については、他に方法がない場合に限り、所有者が市民であるものを連絡先として掲載します。メールアドレスやホームページアドレスは原則掲載しません。ただし、募集参加者多数の場合などは、別途ご相談ください。
- ◆ 会費、参加費などを徴収するものは会計の状況を確認するため、任意に会計報告の提出を求める場合があります。

## ●原稿締め切り・掲載時期

- ◆ 原稿は、掲載を希望する広報ひがしまつやまの発行月の前月の1日（休日の場合は翌日）に締め切ります。
- ◆ 掲載依頼書提出後に内容の変更があった場合は、すぐに広報広聴課に連絡してください。
- ◆ 同一グループの掲載はイベント・催しが年度内4回、会員募集が年度内1回までとし、スキーなどのように季節が限定される例外を除き、前掲載からイベント・催しは3か月以上の間隔を必要とします。
- ◆ 紙面の都合により、希望する掲載時期を翌月以降にすることがあり、この場合は申込み順を優先して決定します。
- ◆ 掲載の有無は、原則としてご連絡しません。

## ●情報の提供等

- ◆ 掲載を希望する情報は、その内容を他の広報媒体等（インターネットを含む）に転載及び情報提供する場合があります。このことについては、依頼書の提出により了解したものとし、特に連絡をとりません。あらかじめご承知おきください。